



株式会社やすらぎ典礼
内覧見学会 講演

遺言 死後事務委任契約

2023年 9月10日

からいし行政書士事務所
唐石 俊之



特徴

① 遺言書、死後事務委任契約書
とともに死後に有効な書類

② 相手の承諾

* 遺言書

一方的な意思、相手の承諾不要

* 死後事務委任契約書

信頼できる相手に依頼、承諾必要



目次

- 遺言

- ① 書いた方が良い人は？
- ② どんなことが書けますか？

- 死後事務委任契約

- ① どのような契約ですか？
- ② どのようなことをしてもらえますか？
- ③ 契約した方が良いですか？



遺言書 ①

<書いた方がよい人は？>

- 遺産の分け方を予め決めておきたい人
 - ▶ 不動産の遺産が多い、自宅しか財産がない
 - ▶ 先妻と後妻にそれぞれ子供がいる
 - ▶ 結婚しているけど子供はいない
- 法定相続人以外の人に遺産を残したい人
- 家族も親戚もいない人



遺言書 ②

<どんなことが書けますか？>

- 遺産分割方法の指定（誰に何をいくら）
- 遺贈（無償で譲る）、寄付行為
- 遺言執行者の指定（遺言を実現してくれる人）
- 祭祀承継者の指定（先祖の供養やお墓を守る人）
- 婚姻外にできた子どもへの認知
- 付言（感謝の気持ちや分割割合の理由など）など



死後事務委任契約書 ①

<どんな契約ですか？>

- 財産以外の後片付けを依頼する契約
- 生前、判断できるうちに、死後はこんな事をやってほしいと信頼できる人に依頼
- 公証役場で、依頼する相手と一緒に契約



死後事務委任契約書 ②

<どんなことをしてもらえますか？>

- 行政手続き（保険証の返納、年金手続き）
- 訃報などの連絡
- 葬儀対応（指定されたご葬儀内容、埋葬）
- 遺品整理（自宅の家財、遺品の整理）
- 病院・施設の退去手続き（清算、解約）
- 電気ガス水道、電話、クレジットカード等
解約手続き、費用の清算など



死後事務委任契約書 ③

< 契約した方が良いですか？ >

次に該当する人は、ぜひ検討してください

- 身近に頼れる親族がない
 - ▶ お一人様、お子様のいないご夫婦
- 家族はいるが、負担をかけたくない
 - ▶ ご家族が高齢、埋葬など具体的な要望
- 内縁関係



本日のポイント

遺言書

『遺産を誰にどのくらい』

死後事務委任契約書

『遺産以外の後片付け』



ご清聴 ありがとうございます

からいし行政書士事務所

唐石 俊之

町田市金森東3-37-12

☎ 042-814-6903